

令和8年度

北勢線の今後の在り方の検討に向けた基礎調査業務を
踏まえた既設構造物の追加調査業務

仕様書

令和8年4月

北勢線事業運営協議会

1 業務名

三岐鉄道北勢線の今後の在り方の検討に向けた基礎調査業務を踏まえた既設構造物の追加調査業務（以下、「本業務」という）

2 目的

三岐鉄道北勢線は、沿線地域住民の通勤・通学、日常生活などに必要不可欠な移動手段であるとともに、地域経済活動の基盤となる重要な社会インフラとして存続してきた。

しかしながら、近年においては、人口減少・少子高齢化による利用減に加え、燃料価格や物価、人件費の高騰も相まって厳しい経営状況を余儀なくされている。

令和4年度の国の有識者会議においては地方鉄道の在り方について、国・自治体・鉄道事業者が協力し協議を行うことが提言された。

こうした現状分析や状況を踏まえ、北勢線沿線地域の移動手段を将来にわたり維持確保していくために、令和5年度から令和6年度にかけて基礎調査を実施した。

この調査において、北勢線の将来的な在り方に関して具体的な方向性を検討するための現状分析や現状維持以外のモードへの転換の可能性について調査を実施した。

本業務では、上記基礎調査にて今後の検討課題として明らかとなった橋梁などの既設構造物の継続活用可否の追加調査を実施し、北勢線の今後の在り方を検討するための資料を作成することを目的とする。

3 業務内容

本業務では、北勢線事業運営協議会（以下「協議会」という。）において令和5・6年度に実施した基礎調査業務にて明らかとなった今後の検討課題である、橋梁などの既設構造物の継続活用可否の追加調査を実施するものである。

なお、本業務実施に当たり、協議会が保有している令和5・6年度に実施した基礎調査の成果品データや三岐鉄道が過去に実施した橋梁調査のデータなどについて、必要に応じ提供するものとする。

(1) 北勢線における事業基盤についての現状分析（令和8年度実施予定）

基礎調査において、第2段階評価にて検討対象となった「現状維持」・「改軌」・「BRT」（以下「各モード」という。）の各走行車両は、既存ナローゲージ車両に比べて車両重量が増加することから、既設橋梁の補強・補修が必要となる可能性がある。

そのため、北勢線に現存する全橋梁（47橋梁）を対象に、構造物の現況調査、既存資料および補修履歴の収集・整理等を実施し、各モードの実施に当たって必要となる橋梁補強・補修の要否を整理するとともに、事業費算定に資する基礎資料を作成する。調査成果は構造物の変状・損傷把握だけでなく、用地条件や施工条件など、概算工事費や事業成立性に大きな影響を与える課題についても整理するものとする。

また、JR関西本線及び近鉄名古屋線交差部については、橋梁改修の施工可否が今後の協議会における議論の方向性に大きく影響する重要箇所であることから、他の橋梁に先行して、具体的な改修方法、施工方法、概算数量および概算工事費を検討し、改修方法を整理するものとする。

(2) 持続可能な公共交通モデル選定のための資料作成（令和９年度実施予定）

※契約は単年度契約とする。(2)については参考であり、本契約には含まれない。

令和８年度実施の(1)の調査結果で得られた内容を踏まえ、各モードの補強・補修方法を具体的に想定し、工事費の算出といった事業性などについての深度化を行う。

4 特記事項

本業務を履行するにあたっては、次の事項を遵守すること。

(1) 協議会との連携や報告について

本業務において調査項目や提言内容などの検討の際に、協議会と情報の連携や意向の把握などを行い、定期的に発注者へ業務の進捗状況などの報告を行うこと。

また、情報の連携に際しては、調査結果や分析についての資料などを提出し、検討の方向性などについて適宜発注者に指示を仰ぎ、幹事会及び専門委員会などの会議や打合せにも出席し、調査業務の状況や報告書の内容などについての説明も実施すること。

(2) 疑義の解決

仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告を行い、双方で協議を行った上で、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

また、疑義の内容及び協議・指示事項について、受託者は全て記録に残し、記録の内容について発注者の了解を得るものとする。

(3) 守秘義務・情報セキュリティ

①本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。

②本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「桑名市個人情報の保護に関する法律等施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

③本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。

(4) 安全管理

受託者は本業務に伴い線路に近接して作業等を実施する場合には、鉄道事業者等の関係各所

と協議し、安全管理者を配置する等の事故防止措置を取り、安全管理に万全を期すこと。

(5) 鉄道事業者等との連携

本業務に伴う情報収集等で、鉄道事業者等との連携が必要となる場合、それらの調整については受託者が行うものとする。

(6) 調査基準

国土交通省監修の鉄道構造物設計標準や定期検査要領等といった既存の基準や要領を準拠すること。

(7) 再委託の禁止

業務の全部又は主要な部分について、第三者に委託してはならない。ただし、書面により事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

(8) 業務の完了

業務については、成果品納品書と共に成果品を提出し、発注者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに修正等の必要な措置を講じなければならない。

なお、業務完了後といえども、成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示に従い、受託者は責任をもって再検査し、直ちにその誤りに対して必要な措置を講じなければならないものとする。

(9) 著作権

成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。

(10) その他業務に必要な資料

発注者は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。

受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なく複製してはならない。

この場合の承諾は書面により行う。なお、業務終了後は速やかに返却しなければならない。

5 打合せ協議

業務着手時や最終納品時など、また、発注者の求めに応じて打合せ協議を実施すること。

6 報告書及び求める成果品

以上の内容を、調査研究報告書としてまとめる。

- ・ 報告書詳細版 6 部
- ・ 報告書概要版 50部
- ・ 上記すべてにかかる電子データ 一式

※ 数値データなどは、報告書とは別に、Excelなどの形式で編集可能なデータ形式でも納めること。

- ・ 調査、分析等において作成した地図データ

※ 地図データは、Shape 形式など汎用性の高いデータ形式で納めること。